

件名	補聴器購入補助制度を充実させることに関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区東駒形●—●—● ●●●●●●●●●● 墨田労連 議長 ● ● ● 外1, 144人			
受理年月日	令和7年1月28日	受理番号	第12号	
要 旨 1 東京都の「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」による一人当たり上限14万4,900円（区負担は7万2,450円）の補助を最大限に活用した制度としてください。 2 「住民税非課税世帯」のような対象者が限られる所得制限は行わないでください。 3 補聴器をなじませるには調整が何度も必要であるため、区の窓口で補聴器の調整ができる技術者を配置してください。 4 申請に伴う診断書料を助成してください。 (理 由) 聴力の低下は、会話や他者との交流が減り、認知症やうつ病の発症の恐れもあります。国立長寿医療健康センターは、難聴があると認知機能の一部である「知識力」と「情報処理のスピード」が低下しやすいことを述べており、欧米の研究では、補聴器を使用すると脳の活性が保たれたという報告があります。高齢者の生活を円滑にするにも、「聞こえの援助」は必要です。 墨田区は、令和6年（2024年）4月から、これまで2万円であった補聴器購入費助成制度を3万5,000円に引き上げましたが、墨田区の制度を利用して補聴器を購入した人の平均額は20万円であり、助成額が実態に見合ったものになっていません。また、墨田区の助成額は、東京都の「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」による一人当たり14万4,900円（区負担は7万2,450円）より低いことから、より良い補聴器等を提供できるよう制度の充実を求めます。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。 以 上				